



2025年9月11日

各位

会社名 Genky Drug Stores 株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤永 賢一
(コード番号 9267 東証プライム)
問合せ先 執行役員 財務・IR部長 常見 武史
電話番号 0776-67-5240

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年10月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 69,000株
(3) 処分価額	1株につき4,870円
(4) 処分価額の総額	336,030,000円
(5) 処分予定先	当社の取締役 2名 24,000株 当社子会社の従業員 8名 45,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年8月18日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の取締役及び従業員（以下「支給対象者」といいます。）に対して当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、支給対象者と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2025年9月11日開催の第8期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の出資財産とするための報酬として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対して、年額200百万円以内の金銭債権を支給し、年100,000株以内の当社普通株式の発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として当社及び当社子会社の取締役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間とすること等につき、ご承認いただいております。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

本制度は、支給対象者に対して、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。なお、各支給対象者への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本自己株式処分においては、割当予定先である支給対象者10名が当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社が処分する普通株式について引き受けることとなります。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、支給対象者

に対して、金銭報酬債権合計 336,030,000 円、当社の普通株式合計 69,000 株を付与することといたしました。

本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と支給対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①支給対象者は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、譲渡制限期間は退任又は退職時までとしております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各支給対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

処分期日（2025 年 10 月 10 日。以下「本処分期日」といいます。）から当社及び当社子会社の取締役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日（当該退任又は退職する日が、本処分期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本処分期日が事業年度開始後 6 か月以内の日である場合は当該事業年度に係る当社の半期報告書）が提出される日前である場合には当該提出される日）までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

（2）譲渡制限の解除条件

当社は、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得事由

①支給対象者が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社及び当社子会社の取締役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

②その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、割当契約に定めるところによる。

（4）死亡、中途退任における取扱い

上記（1）（2）の定めにかかわらず、支給対象者が死亡、その他正当な理由により、当社及び当社子会社の取締役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社は当該退任又は退職をした時点をもって、本株式の全部について譲渡制限を解除する。

なお、支給対象者が定年以外の事由により、退任又は退職した場合において、その退任又は退職時に 60 歳以上であるときは、（3）に該当する場合を除き、当社は、支給対象者が当該退任又は退職した時点をもって本株式の全部について譲渡制限を解除する。

（5）組織再編等における取扱い

上記（1）（2）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は取締役会の決議により組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、本株式の全部を無償で取得する。

（6）公開買付け等における取扱い

当社の普通株式に対し、金融商品取引法第 27 条の 2 以下に規定される公開買付けが開始された場合、当社は当社の取締役会が別途定める日に、本株式の全部を無償で取得する。

（7）株式の管理

本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、支給対象者が証券会社に開設した専用口座で管理される。当社及び支給対象者は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各支給対象者が保有する本株式の口座の管理に関連して証券会社との間において契約を締結している。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における払込価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年9月10日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である4,870円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上